

兵庫県いじめ防止基本方針 改定の主なポイント

ポイント1 「学校いじめ防止基本方針」にもとづく指導の充実		
目 的	改 定 の 概 要	基本方針
① 学校の基本方針をより実効性のあるものにする。	○ 基本方針に基づく取組の点検・評価について <u>変更・追加</u> ・いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定める。 ・取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するよう努める。	P.15 第4-1
② 保護者や地域住民等が学校の基本方針により関心を持つようにする。	○ 児童生徒、保護者、地域住民等との情報交換や協議について <u>追加</u> ・学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等により児童生徒、保護者、地域住民等が確実に関わる仕組みを構築する。	P.14 第3-6 P.15 第4-1(1) P.21 第4-6(1) P.21 第4-6(2)
③ アンケートによるいじめ発見率を高める。	○ アンケート調査の工夫（様式、方法等）について <u>追加</u> ・記名・無記名、又は選択・併用等他、生活実態調査に含めるなど生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。	P.18 第4-3(2)
ポイント2 組織的な対応の徹底		
① 学校の組織的な対応力の向上に努める。	○ いじめ対策組織の機能と役割について <u>変更・追加</u> ・いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、いじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。	P.15 第4-1(2)
	○ 異校種間や学校間連携について <u>変更・追加</u> ・幼稚園等と小学校間や小・中・高校間の連携による配慮を要する児童生徒の情報共有を行う。特に、中学校区内の各小学校からの生徒指導の内容を各教員が共有し、一貫した指導体制を確立する。	P.14 第3-7(2)
② 専門機関等との連携を深める。	○ スクールソーシャルワーカー等の活用について <u>追加</u> ・学校だけでは困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。	P.12 第3-4(2) P.20 第4-4(5)
ポイント3 教職員のいじめ対応能力の向上		
① 研修等によるいじめ対応能力の向上を図る。	○ 教職員のいじめ対応能力の向上に向けた研修の充実について <u>追加</u> ・全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。	P.11 第3-2(4) P.16 第4-1(2)
	○ 「いじめ未然防止プログラム」を活用した校内研修について <u>変更・追加</u> ・心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用や、いじめの具体的事例をもとにした校内研修を充実させる。	P.11 第3-2(5) P.11 第3-2(6) P.17 第4-2(5)
ポイント4 ネットいじめへの対応の充実		
① ネットいじめの増加に対応する。	○ 情報モラル教育の充実について <u>追加</u> ・情報モラル教育の充実を推進するとともに、家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。	P.12 第3-5(1) P.13 第3-5(2) P.20 第4-5